

令和7年度第3回食品衛生基準審議会器具・容器包装部会 議事録

一 会議の日時及び場所

令和7年12月15日 10時00分～10時41分

オンライン会議

二 委員及び参考人の氏名、関係行政機関の職員の氏名及び所属庁名

委員（五十音順）

国岡正雄	郷野智砂子	藤島沙織	松本真理子
宮島敦子	六鹿元雄		

参考人（五十音順）

尾崎麻子	河上強志	酒井信夫	広瀬明彦	山崎浩史
------	------	------	------	------

消費者庁出席者

及川 仁（食品衛生・技術審議官）
高江慎一（食品衛生基準審査課長）
荒川裕司（食品衛生基準審査課専門官）
高橋喜元（食品衛生基準審査課専門官）
中川美春（食品衛生基準審査課専門官）
中野裕司（食品衛生基準審査課主査）

厚生労働省出席者

今川正紀（健康・生活衛生局 食品監視安全課長）

三 議題となった事項

（1）報告事項

- 平成30年食品衛生法改正の施行状況等を踏まえた課題について
- 器具・容器包装ポジティブリスト制度における既存物質の今後の評価について
- その他

四 審議経過及び五 決議

（発言内容）

○高江課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまより食品衛生基準審議会器具・容器包装部会を開催いたします。

本日は御多忙のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本部会でございますが、消費者庁チャンネルで YouTube 配信をしております。本部会の録画・録音・撮影につきましては、御遠慮いただきますようお願ひいたします。

続きまして、本日の委員の皆様の出席状況を報告いたします。本日は本部会委員6名の皆さまにご出席いただいておりますので、本日の部会が成立いたしますことを御報告申し上げます。

また本日、参考人リストの資料に記載の5名の先生方のうち4名の先生方に御出席いただいております。広瀬先生におきましては、後ほどご参加される予定です。

また、新たに、国立医薬品食品衛生研究所 食品添加物部 第三室長の酒井信夫様に参考人としてご参加いただいております。酒井参考人、一言ご挨拶お願ひいたします。

○酒井参考人 はい、10月1日付けで国立医薬品食品衛生研究所 食品添加物部 第三室長に着任いたしました酒井と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○高江課長 ありがとうございます。

加えまして、本日の議題を踏まえまして、厚生労働省 健康・生活衛生局 食品監視安全課の今川正則課長に、ご同席いただいておりますことをご報告いたします。

○今川課長 よろしくお願ひいたします。

○高江課長 それでは、以後の進行を、六鹿部会長にお願いしたいと思います。

○六鹿部会長 おはようございます。

それでは早速でございますけれども、本日の議事を進めていきたいと思います。まず、事務局から資料の確認と、審議事項に関する利益相反の報告をお願いします。

○事務局 それでは資料の確認をさせていただきます。

本日はあらかじめ、議事次第、委員名簿、資料1、2、参考資料をお送りしています。

本日は、審議事項はございません。

○六鹿部会長 はい、皆様ご準備の方よろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。では、議事進めたいと思います。

まず、議題1でございます。「平成30年食品衛生法改正の施行状況等を踏まえた課題について」でございます。こちら事務局からご説明お願いします。

(広瀬参考人 入室)

○事務局 はい、それでは資料1に基づいてご説明させていただきます。

「平成30年食品衛生法改正の施行状況等を踏まえた課題について」です。このポジティブリスト制度の概要の3ページ目ですが、こちらは食品衛生法等の一部を改正する法律の概要ということで、平成30年の食品衛生法の改正の概要を示したものです。

この改正につきましては、施行後5年を目処として、改正事項についての検討を行うこととされておりまして、すでにこの検討全体のキックオフとしては、参考資料にお示ししていますが、10月23日の厚生労働省の食品衛生監視部会において、その議論が開始されたところです。

このうち、資料1の3ページ目に書いてありますが、改正事項としては大きく7つに分かれていますが、4項目めの国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備という項目が、いわゆるポジティブリスト制度の導入でありまして、これについては消費者庁が担当しているということもございまして、本部会においてご議論いただくというものでございます。

まずはその制度の概要についてご説明をさせていただきます。4ページ目ですが、ポジティブリスト制度の導入ということで、導入についての概要でございます。

ポジティブリスト制度の導入前につきましては、食品用の器具・容器包装については、その原材料について原則使用を認めた上で、使用制限するという物質を定めていた形でしたが、国際整

合等の観点からポジティブリスト制度を導入して、現状として、ポジティブリストに掲載されているもののみが使用できるという制度に、改められたところでございます。

次のページをお願いします。5ページ目ですが、ホジティブリスト制度が導入された器具・容器包装の規格基準の全体像をこちらにお示ししております。左下に四角で書いていますが、大きくAからFまでの規格がございまして、そのうち、主にこれまでDやEといった、材質別規格、用途別規格といったものを中心に、リスク管理がされてきましたが、今回ポジティブリスト制度が、一般規格の中に規定されまして、右側に書いていますが、別表第1の第1表第2表として具体的なリストを定めたところでございます。

次のページをお願いします。このポジティブリスト制度導入が、法律改正によってなされました、法律の施行が、この中ほどに記載していますが、令和2年6月1日に法律としての施行が行われたところです。ただ、ポジティブリスト制度については、大規模な改正であったこともありまして、加えて5年間の経過措置を設けまして、この5年間の間に、事業者の皆様には準備をしていただくとともに、リストそのものにつきましても、再整理を行いまして、令和5年の11月30日に、それから令和6年9月27日に、ポジティブリストの改正を告示して、この5年間の間に施行に向けた準備をしたところでございます。

最終的に令和7年、今年の6月1日に完全施行として、経過措置が満了いたしまして、現在としては、制度が施行されているという状況です。現在ポジティブリストには基材が21物質、添加剤が840物質掲載されているところです。ここまでが制度の概要です。

次のページをご覧ください。事業者からの意見でございます。8ページ目をご覧ください。ポジティブリスト制度については、5年間の経過措置がありましたので、今年の6月に完全施行したばかりではございますが、その後の状況につきまして、事業者の皆様からの意見を収集したところです。

具体的には、一般財団法人化学研究評価機構（JCII）におきまして、会員の企業団体に対して器具・容器包装ポジティブリストの運用状況に関するアンケートを行っていただきました。その結果の概要を大きく4つにまとめてお示しいただいております。

1つ目が、制度理解でございます。こちらは、ポジティブリストの完全施行後も制度の内容が十分に理解されていないので、幅広い関係者、特に海外企業や中小事業者に、周知してほしいという意見をいただいております。具体的な事例ですけれども、例えば1ポツ目にあります、ポジティブリスト対象外の物質（ゴム等）へのポジティブリスト適応が顧客から要求される、また、海外の原材料メーカーに協力を求める際に、英文のウェブサイトがないので制度を理解してもらうことに苦労している、といったご意見をいただきました。

続いて左下、情報提供です。上流から下流への適合情報の伝達が本制度の要であることを関係者に理解・徹底させてほしい、といったご意見をいただいております。これも具体的な事例3点ほどいただいています。

適合情報の提供ではなく、処方、これは企業秘密にあたりますが、具体的な成分名の開示を顧客から求められる、配合品の適用確認に時間がかかり上市可否のリスクを伴う、サプライチェーンが長い場合に上流まで遡る情報確認に相当の時間がかかる、といったご意見いただきました。

続いて右上、欧米における制度との整合ということで、こちらは少し異色なものです、今のリストそのものではなく、リストに新しい物質を追加する際の手続きに関する意見をいただいております。

新規物質の安全性審査の申請を行う際に必要な溶出試験等のデータについて、欧米で申請したデータをそのまま使用できるようにしてほしい、という意見がありました。括弧の中に書いていますが、現在は試験条件が異なる場合にその違いの説明を求められたり、日本の指針に沿った試験条件での再試験を求められたりしているという状況なので、それを欧米で申請したものそのまま使えるようにしてほしい、というご意見がありました。

2 ポツ目、3 ポツ目も同様の趣旨かと思いますが、欧米ともに日本と同様の審査が実施されているので、欧米申請時のデータ利用によって簡易的な申請プロセスとしてほしい、日本独自のルール作りをするのではなく、世界標準のルール作りを目指してほしい、といったご意見をいただいております。

最後、その他ですが、リサイクル指針について、これで用いられる用語の定義や基準、食品接触材料に求められる対応の内容について、さらに具体化明確化をしてほしい、それからプラスチック加工品に含まれる無機物についてポジティブリストがないことで、安全性について不安を感じるのでポジティブリスト化を進めてほしい、また、紙、金属についてもポジティブリスト化をしてほしい、といったご意見をいただいております。

こうしたご意見を踏まえまして、これまで消費者庁の方でも行ってきた運用上の対応について、ご紹介させていただければと思います。

10 ページ目、まずは制度の周知の取り組みですけれども、ポジティブリスト制度の周知については、主に消費者庁ウェブサイトにおいて、関連するすべての法令・通知を整理して掲載しており、また特に重要な資料については、英訳も掲載をしているところでございます。ホームページの表の文章そのものについては英訳ございませんけれども、添付している各資料、PDF や Excel などの資料については、基本的には多くは英訳を掲載しているところです。

加えまして、業界団体等から依頼を受けて講演を行うとともに、食品衛生基準審査課において個々の事業者からの電話照会を受けて、制度の説明を行うなどの対応を行っております。主な講演の実績については、この右側にお示ししているとおりです。こうした周知への取り組みを行つてまいりました。

それから 11 ページ目以降ですが、こちらは、制度の完全施行の前後において、多くの事業者から制度の明確化等についてのご意見、ご質問などをいただきいただきましたので、個々のご質問などを踏まえて、必要であれば Q&A などを発出して、制度の明確化に努めてきたところです。そういう事例をいくつかご紹介させていただきます。

まずは、経過措置に関する取り扱いですけれども、経過措置については 5 年間設けられておりましたので、この 5 年間の間に製造されたものについては、5 年を経過した後、今年の 6 月 1 日以降も販売できるといった経過措置になってございました。

この製造されたものというのは、その中間製品がどこまで入るのかという事について、この下のところでお示しをしています。これは Q&A でお示ししていただいたものです。

下の図にありますとおり、最終的にゼリーのカップを製造する時を想定した場合に、カップが製造されている場合には、当然それは経過措置の対象になりますが、その少し手前の段階、例えば、カップの成形をする前の合成樹脂のシートの段階で、それがすでに製造されていれば、それは経過措置期間後も販売できるといったことや、あるいはそのさらに手前の、シートを製造するための樹脂につきましても、左の赤枠に書いていますが、製造のためにシート製造業者が保管しているもの（樹脂等）も、これはすでに購入されて保管されているのであれば、これは経過措置の対象だということを明確化させて頂いたところです。

続きまして 12 ページですが、修理消耗品等の交換の取り扱いです。これは、大型の製造機械などについて、食品と接触するものはポジティブリストの対象になりますが、すでに購入されて設置されているものは、6月1日以降も当然使用できるわけですが、その品目の修理や消耗品の交換等についても、施行日である令和2年6月1日より前に使用されている機械等と同様のものについての修理、あるいは消耗品の交換は、これは修理するもの、あるいは消耗品等についても経過措置の対象ということを明確化させて頂いております。

続いて 13 ページ目ですが、海外製造所における器具・容器包装についてということで、先ほど申し上げたような、食品工場などに使われる機械器具については、ポジティブリストの対象になりますが、機械器具が外国にある場合、外国の食品製造工場にある器具の場合には、器具そのものは日本に入ってくるわけではないので、それは食品衛生法の対象ではないということも明確化させていただいております。

ただ一方で、日本にも入ってくる包装ですね。外国で包裝されて、その包裝資材がそのまま日本に入ってくる場合には、それはポジティブリストの対象ということで、この辺りの明確化をさせていただいたところです。こういったことをこれまで運用上の取り組みとして行ってまいりました。

続きまして、新規物質の取り扱いについて 15 ページをご覧ください。これまでの部会でもご紹介させていただいた図ですが、新規物質の追加に関する手続の種類と対象です。

別表第1の改正によって追加する場合、あるいは一番下に書いてあるモノマー等通知の改正をして、モノマー等を追加する場合がございまして、これらに加えて、真ん中に安全性審査と書いていますが、主に別表第1とは別の規定方法によるリスク管理が適当であるものとしておりますが、例えば、企業秘密によって名前を出せないといった場合にも、この安全性審査の場合には名前を公表せずに手続きを進められるということで、別表第1の改正とは別に手続きを定めているところです。こうした3つの手続きがございますが、これらの実績について次のページでお示しております。

まだ別表第1の改正と安全性審査については追加の実績ございませんが、モノマー通知につきましては、これまで2回の部会で先生方にも議論いただいており、合計で4物質の追加等を行ったところでございます。

それから 17 ページ、ポジティブリスト制度の対象となる材質の追加についてです。18 ページをご覧下さい。食品衛生法の改正の国会での審議の際に、参議院の附帯決議として、こちらに少し抜粋したものが定められているところです。赤線を引いておりますが、合成樹脂以外の材質に

についても、リスクの程度や国際的な動向を踏まえて、ポジティブリスト化について検討することといった附帯決議が定められています。

これについては、平成 30 年の審議の際に定められておりましたので、それ以降、検討が進められてきたところです。その内容を 19 ページにお示ししております。

まずは研究班における検討ということで、令和 4 年～6 年の間 3 年間、国立医薬品食品衛生研究所の六鹿先生を研究代表者といたしまして、研究班において研究を進めていただいていたところでございます。

ここでは、紙及びゴムのポジティブリストへの追加につきまして、事業者のヒアリング等を通じて課題を整理いただいたということでございます。具体的には、この表にお示ししている通りですが、こういった課題がポジティブリスト化にあってはあるのではないかということで、研究班の中で整理をいただきました。

それを受けまして、この下のところ、消費者庁・国衛研における検討ということで、令和 7 年度以降、今年度以降は、この研究成果を踏まえまして、具体的な検討を開始したところです。研究班の検討結果を踏まえ、紙及びゴムのポジティブリストへの追加に向けて、関係する業界団体との意見交換も行いつつ、具体的な検討を開始しました。

この関連する業界団体といたしましては、紙及びゴムの原材料の製造に係る事業者、紙及びゴムを使用した食品用容器・機械等を製造する事業者を中心としております。

今年度は、7 月 31 日に会議をすでに開催しております、研究班の成果の共有をベースにした会議をしております。

その後、紙及びゴムそれぞれの事業者団体と分野ごとに、現時点での業界団体としての取り組み等を踏まえて、今後の制度化に向けた論点の整理を検討中でございます。

これが、これまでの現状をまとめさせていただきましたものですが、こういったことを踏まえて、今後の方針について、まとめさせていただいております。21 ページをご覧ください。

まず、現状のまとめでございますが、食品器具・容器包装に係るポジティブリスト制度については、経過措置を 5 年とし、本年 6 月に完全施行となったところです。5 年後見直しにあたって、本年事業者にアンケートをした結果、事業者からは制度を理解・周知、新規物質の追加、情報提供等についての意見がみられました。

また、法改正時の附帯決議において、合成樹脂以外の材質の検討を求められているところでございます。

これを踏まえた今後の方針でございますが、まずポジティブリストに係る制度的枠組みについては、完全施行後まだ間も無いこともあり、まずは今の取り組みの徹底や周知を進めていくこととしてはどうかと考えております。また、事業者から出された様々なご意見に対しましては、これまで制度の周知、Q & A の発出等により必要な運用の改善を適時行っていたところでございますが、引き続き事業者の意見は聴きつつ、関係府省と連携して必要な運用改善を検討することとしてはどうかと考えております。

ただ、※印に書いていますが、新規物質の追加に当たりましては、これはまだ実績がございませんので、今後の安全性審査の実績も踏まえて、検討を進めていくことにしてはどうかと考えて

おります。

一方で、附帯決議において指摘されている、ポジティブリスト制度の対象となる材質の追加につきましては、これまでの科研費の成果も踏まえ、まずは紙及びゴムの追加について検討を進めることとしてはどうかと考えております。以上でございます。

○六鹿部会長 はい、説明ありがとうございます。

ポジティブリスト制度に関しましては、本年の6月に完全施行となったわけではございますけれども、早速、事業者の方からいろいろと意見をいただきしております、今後そういった意見に対して、検討なり対応なりを進めていかなければいけない、というところでございます。

特に、今後の対応に関しましては、非常に重要な案件でございますので、皆様方から忌憚ないご意見いただければ幸いです。いかがでしょうか？委員、参考人の皆様から何かご意見、ご質問等ございましたら、よろしくお願ひいたします。

河上先生、手を挙げてらっしゃいますか？よろしくお願ひします。

○河上参考人 国衛研の河上ですけれども、2点ありますて、1つは、欧米における制度との整合性についてというところで、事業者の皆さんダブルスタンダードになると大変だっていうことがあって、こういったご要望は非常にわかりやすいと思う一方で、欧洲もアメリカも多分、試験内容が違うと思うところで、どうやって日本で、評価するときにやっていくのかっていう考え方とか、どうやって提案をまとめていくのかなっていうのと、逆に、日本で最初に許可が出たものについて、欧米の方で、日本で取ったデータをもとにして、そのまま通すことができるのかどうかっていうところを教えていただきたい。

もう1つ、ゴムの方について、皆さんご存知の通り、ゴムは非常に中に入っている添加剤が多いですし、中で添加剤が変化して作用してたりするので、非常に扱いが難しいとは思うんですけども、ゴム製品のその食品用途っていうので、普通にゴム手袋とかゴムベラみたいなゴムの場合で、本当に直接食品に触れるものと、装置の一部のところにゴムが使われてっていうものでは、だいぶ接触の頻度とかそういうものは違うと思うので、もしゴムの整理が難しいときとかには、用途別に少し考えるというような考え方もあるのかなとちょっと思いました。以上です。

○六鹿部会長 はい、ありがとうございます。

○事務局 よろしいでしょうか、事務局です。ご質問ありがとうございます。

欧米との整合の件ですけれども、まずその日本での実績がまだないので、日本で通ったときに欧米どうかっていうのはちょっとわからないということと、あと欧米も違う中で、どう整合していくのかというのは、まさにおっしゃる通りで、どちらかに一方に合わせるというのも難しいかと思いますので、具体的にどういう風に整合していくのかというのは、現時点で何かイメージがある状況ではないです。

いずれにせよ、その安全性審査についてはまだ実績がないので、ちょっと今後、食安委の方での実績なども踏まえながら、また事業者の意見を聞きながら、どういう形にすれば、事業者にとっても負担が少ない形で、かつ安全性も確保する形で目指せるのかというのを考えていくのかなと思っています。

それから2点目のゴムについては、これはまさにおっしゃる通りで、その用途別に、実際の人

へのばく露量っていうのはだいぶ違ってくると思いますので、そういったことも踏まえながら、ポジティブリスト化に向けた検討をしていくのかなと思っています。以上です。

○六鹿部会長 はい。ありがとうございます。よろしいでしょうか？

特に海外のデータに関しては、必ずしも試験条件等が完全に一致してなくても、科学的に日本の基準等を満たせるとの判断ができるのであれば、そういったデータの活用もできるのかなとも考えているところでございます。

また、あとゴムですね。食品への寄与率が非常に低いような場合というのは、別にゴムに限らず、合成樹脂でも、その他の材質でもあり得ることだと思いますので、そういったところも踏まえて、全体的な規格基準を考えていくべきだろう、ということもあるかと思いますので、今後検討していきたいと思います。

では、郷野先生お願ひします。

○郷野委員 はい、ありがとうございます。私も同じ点で、欧米における制度との整合性というところの質問だったのですけれども、今ご回答いただきましたので、理解いたしました。やはり事業者も苦労されているところと、あと、少しでも確認の工程が合理化できるのであれば、欧米のデータも使えるのではないかと思い質問をさせていただきたいと思っていたところです。

もう1つ、制度の理解というところで、特に中小事業者もそうなのですけども、海外の企業にポジティブリスト制度について理解していただくのに、事業者もご苦労されているようでしたので、その辺、消費者庁だけではなくて、厚労省等々も含めて、支援があったらいいと思ったところです。特に回答は大丈夫です。

○六鹿部会長 では、宮島先生お願ひします。

○宮島委員 国立衛研の宮島です。

私もやはり、その海外との整合性のところが大変気になりました。事業者の方からのご意見で、説明を求められたり、再試験を求められたりということを懸念されており、医療機器の分野でも、日本国内で申請するために、わざわざ試験やり直してということが、業者の方も負担に思われているので、より厳しい条件でやってる結果であれば、それはそのまま採用できるというような、先ほど、六鹿先生からも、日本の条件を満たせれば活用できるように、という話がございましたので、ぜひその辺のところを整備していって欲しいです。完全施行をされてから5年を目処に見直しということですので、施行から5年後を目処に、また見直しをされると思いますので、それに向けて、ぜひその辺の整備をお願いしたいです。

また、紙とゴムについて、先ほど令和4年から6年に事業で研究されたということでしたが、部会の方でも、ぜひその成果をご紹介いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○事務局 はい、事務局です。コメントいただきありがとうございます。

一応、今回5年後見直しっていうのが、法律の施行からの5年後なので、その5年後は今回今の時期に当たるということなので、一応法律上求められている5年後見直しの規定に基づいて今は検討させていただいているということです。

ただおっしゃる通り、そのポジティブリストは完全施行するのは今年ですので、今から5年後に何かやると決まっているわけじゃないんですが、適時、運用状況を見ながら見直しの検討とい

うのはしていく必要があるのかなというふうに思っています。

それから、紙・ゴムの検討状況につきましては、ご指摘いただきました通り、現在の検討状況については、ある程度取りまとまった段階で、また部会においてもご報告させていただいて、ご議論いただければと思っております。以上です。

○六鹿部会長 はい、宮島先生よろしいでしょうか？では、広瀬先生お願ひします。

○広瀬参考人 はい、ありがとうございます。

また繰り返しになってしまいますが、欧米との整合性というと、新規の場合ではなく、例えば、今の既存のリストそのものは、基本的には欧米でリストになったものが、リストに多くなっているということを周知してもらうと同時に、欧米では使われていたけど、日本で使われてないっていうものを、今後使うようになると多分新規扱いになると思うので、その辺については、それぞれの物質に応じた対応というのをしていただくということなんですが、ひとつの窓口だと大変かもしれないんですけど、そういうのを、食品接触材料安全センターなり、厚労省なりで、何か受け取るような仕組みというか、そういうのを作つて、相談しやすいようにするというのも必要なのかなと思いました。以上です。

○六鹿部会長 はい、事務局から何かございますか？

○事務局 はい、事務局です。ありがとうございます。

相談窓口という意味では、消費者庁の方でも随時、電話やメールなどでご相談いただいているし、あるいは、民間の団体においても、適宜、事業者の相談を受けたりしているようにも聞いていますし、またその結果を、その民間団体から消費者庁の方に共有いたしたりもしていますので、そういう形で、適時、事業者のご要望ご意見というのを聞いていきたいというふうに思っています。

○六鹿部会長 現状では、新規物質の申請というのは、今のところまだないという状況でございますので、今後そういうところの状況を見ながら、あまりにも海外収載のものが多いようであれば、対応も考えなければいけないかなと思います。

○広瀬参考人 ちょっとないというのも、多分現状のハードルが高いのかなという気がちょっとするので、その辺下げていただくと、少し実績も積めるのかなと思いました。ありがとうございます。

○六鹿部会長 はい。そのあたりは、事業者のご意見を聞きながら進めていきたいと思います。よろしくお願ひします。

それでは松本先生お願ひします。

○松本委員 はい、国立衛研の松本です。

ちょっと論点が異なるところの話になるんですけども、コメントいただいた中に、今後、金属のポジティブリストも作つてほしいというようなご意見があつたかと思うんですけども、紙・ゴムについては、すでに着手し始めたところではあるんですが、今後、金属っていうところまで及ぶのかどうかっていうところを、ご意見を聞かせいただきたいと思います。

○事務局 はい、事務局です。ありがとうございます。

事業者の意見の中で、無機物ですか金属ですか、そういうものをリスト化してほしいと

いう様々な意見が見られましたので、そういうふうに認識しております。

ただ、追加の材質については、なかなか全ての材質を同時並行で検討するのは難しいと思っていますので、現在進めている紙・ゴムから、まずは始めるのかなというふうに思っているところで、その次に、無機物や金属といったものについて進めるのかどうかというのは、その後、順次、事業者の意見も聞きながら検討していきたいと思っています。

○六鹿部会長 はい。金属については分野によってその範囲が違ったりと、定義が難しいところがございまして、無機物とするのか、金属とするのか、というところから考えていかなければならぬのかなと考えています。今後、検討していきたいと思います。

では、国岡先生お願いします。

○国岡委員 はい、国岡です。

もちろん紙とゴムっていうのは、当然、食品用器具・容器包装に使われているということで、次の議論ということで、もちろんもう議論かなり進んでるのかもしれませんけども、ゴムに関しては、もしかすると、プラスチックと同じ立て付けのポジティブリスト化は、ちょっと複雑になりますけれども、基材があつて、添加剤がいっぱいあるとか、そういうのもありますけど、なんとなくそれは、プラスチックと同じような立て付けで、ポジティブリスト化ができるかな?っていう気もしますが、紙に関しては、基材が、もしセルロースってことになりますと、もう一種類じゃないですか。もし、同じ立て付けで、物質名でというか、化学的なIUPACの物質名でやると、紙って全部セルロースの1個の基材になりますので、その辺、もちろん添加剤はいろいろな添加剤で、プラスチックのポジティブリストとして、同じような考え方ができるのかなと思いますけど、紙に関しては、その基材の考え方に対して、何かこうプラスチック、ゴムとは異なるカテゴライズが必要なのかなと思います。

もちろん、これはきっと事業者さんとかに意見を聞かれれば、きっと、紙にはどういう種別があるんだっていうことが、明らかになるのかもしれませんけど、その辺、基材の考え方っていうのを少し考慮していく必要があるのかなというふうに感じました。

コメントですし、これから多分、議論していくことになると思います。以上です。

○六鹿部会長 はい、ありがとうございます。

そのあたりは、事業者の方とも相談しながら進めているところでございますので、今後またご意見を踏まえて検討していきたいと思います。ありがとうございます。その他、何かございますでしょうか?河上先生、どうぞ。

○河上参考人 事業所側の要望のところで、プラスチック加工品に含まれる無機物についてっていうところを、私はちょっとあまり理解ができてなかったんですけど、これは触媒のようなものをイメージしているのか、それとも材質の加工とかで、塩とか入れたりとかするとか、そういうものをイメージしているのか、どちらなんでしょうか?

○事務局 事務局です。

基本的には、後者のイメージですね。添加剤として、食品の容器包装に残ることを想定したもののうち、無機物について、現在はポジティブリストの対象外としておりますので、そういう

ものなのかなというふうには見ていました。

○河上参考人 無機物だと、溶出試験とかするときにイオンになつたりすると、なかなか、もともとのリストにあったものなのかどうかっていうのが、評価が難しくなるような気がするので、逆に一般規格のところの重金属の使用制限みたいな溶出試験とかあると思いますので、そういうところで管理された方がいいのかなとちょっと思ったので、コメントさせていただきました。

○事務局 ありがとうございます。

おっしゃる通りで、この意見についても、事業者から出てきた一意見ということですので、他の事業者様がどう考えるかとも含めて、無機物をどう位置づけるのがいいのかっていうのは議論しています。それがポジティブリストによる管理がいいのか、あるいはその一般規格のリスク管理がいいのかということも含めて、議論を必要だなというふうに感じています。

○六鹿部会長 現状でも、溶出試験で溶け出してくるような物質に関しては、蒸発残留物試験等で制限を行っているところでございますので、一応、全く見てないというわけではございません。

おそらく、ここで言っている無機物というのは、充填剤のような形で使われているもののこと言っているかと思います。触媒に関しては、欧州連合でも対象外となっております。

その他、大丈夫でしょうか？では、本議題に関しまして、ご確認いただけたということで、よろしいでしょうか？はい、ありがとうございます。

それでは、続きまして、議題2に移りたいと思います。「器具・容器包装ポジティブリスト制度における既存物質の今後の評価について」でございます。事務局から説明をお願いします。

○事務局 はい、資料2の1ページ目をご覧ください。

「器具・容器包装ポジティブリスト制度における既存物質の今後の評価について」であります。
1 ポツ目です。ポジティブリストに掲載された既存物質のリスク評価につきましては、本年6月に開催された本部会において、リスク評価の優先度が高いと考えられる物質群6について、知見が収集されたものから、順次、食品安全委員会にリスク評価の依頼をすることをされておりました。

この物質群の振り分けについては、2ページ目3ページ目に、前回の部会の資料を参考にお示しておりますので、適宜ご覧いただければと思います。物質群6としては、現在42件が分類されているところです。

1ページ目の2ポツ目です。現在、国立衛研を中心に、リスク評価に必要な知見の収集を進めており、その結果に基づき、今後、年間4～5物質程度を目途に、食品安全委員会にリスク評価の依頼を行うこととしたいと考えております。

また、4月頃にリスク評価の依頼を行うこととして、8年から10年程度の期間に、優先度の高いと考えられる物質の評価を完了したいと考えております。以上でございます。

○六鹿部会長 はい。ありがとうございます。

それでは、本件に関しまして、何かご意見ご質問等ございますでしょうか？

国岡先生お願いします。

○国岡委員 はい、もちろんリスク評価が、ばく露量とかリスクの高いものから行われるってい

うのは当然だし、理解されるんですけど、ちょっと事務的な感じの質問になりますけども、その評価される案件っていう順番と言いますか、その優先順位6っていうのも、ざっくり40個あるわけで、その辺の順番だとか、あるいは今何が評価されているのかっていうことが、公表されるのかどうか、あるいは、評価の結果ですよね。評価の結果っていうのは、どういう風な形で公表されていくのかってことについて、教えていただければと思います。以上です。

○事務局 はい、事務局です。ありがとうございます。

リスク評価につきましては、食品安全委員会に諮問する形で行いますので、その結果については、おそらくこの部会においてもご報告をさせていただくんだろうというふうに思っております。

そのリスク評価の順番につきましては、42物質ある中で、どの順でやっていくのかというのは、現在、各物質について、国立衛研を中心に、必要な知見の収集を進めていただいているんですが、物質ごとにその知見の収集が進みやすいもの、進みにくいもの、文献の情報を収集したり、あるいは標準物質として入手して、試験をしたりといった方法で必要な情報をを集めているところですが、それがやりやすいもの、やりづらいものがございますので、完了したものから順次評価を行っていくという形になります。

その内容を公表するかどうかについては、これまで議論がありましたが、この42物質の名称を公表するのは、企業情報にもつながるところもありますので、一旦は、全て公表しない形で、順次リスク評価の準備のできたものからリスク評価を行う、という形で進めさせていただければと思います。以上です。

○国岡委員 はい、ありがとうございました。

○六鹿部会長 その他、ございますでしょうか？よろしいでしょうか？

8年から10年かけてということで、少々長丁場になってはしまいますけれども、情報収集の観点からは、全部終わらせるには、これくらい時間がかかるかなというところございます。

その他ご質問等なければ、本議題につきましても、ご確認いただいたものとさせていただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか？

はい、ありがとうございます。

最後になりますが、議題3のその他について、事務局から何かございますでしょうか。

○事務局 その他の議題については、特にございません。

次回の器具・容器包装部会については、事務局より改めてご案内させていただきます。

○六鹿部会長 はい、かなり早く議題は終了してしまいましたけれども、皆様からたくさんのご意見いただきましてありがとうございます。それでは、そのご意見に沿って、今後検討していくべきいいかなと考えているところでございます。

それでは、皆様方から特にご意見とかコメントとかなければ、本日終了とさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか？大丈夫ですか？

では、インフルエンザとか流行っておりますけれども、皆様お体にはお気を付けて、良い年を迎えるよう、お祈りいたします。

それでは、本日の器具・容器包装部会は、これで終了とさせて頂きたいと思います。本日は、どうもありがとうございました。